

令和7年度

第1回大阪市立佃西小学校学校協議会の開催について（お知らせ）

1. 開催日時 令和7年6月3日（火）午後7時から
2. 開催場所 大阪市立佃西小学校 1階 校長室
3. 案件
・運営に関する計画について
4. 傍聴者の定員
8名
5. 傍聴手続（傍聴要領をご覧ください）
手続き上、傍聴希望者は、開催前日までに、教頭までご連絡ください。
6. 問い合わせ先
学校協議会事務局（教頭 木下）
電話 （06-6472-8012）

大阪市立佃西小学校 学校協議会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大阪市立佃西小学校 学校協議会の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 傍聴を認める定員は8名以内とする。ただし、会長が必要と認めた場合については、この限りでない。

2 会議を傍聴しようとする者は、会議の開催30分前から開催予定時刻までに、先着順に受付において申し込み、会長の許可を得た上で、事務局の指示を受けて会場に入場するものとする。

(傍聴者の守るべき事項)

第3条 傍聴者は、会場においては次の事項を守らなければならない。

- (1) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットなどを着用しないこと
- (2) 危険物、ビラ、プラカード、旗などを持ち込まないこと
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと
- (4) 携帯電話などは受信音を出さないこと
- (5) 写真撮影、録画及び録音等は行わないこと。ただし、会議の議長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (6) 会議開催中は静かに傍聴することとし、発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと
- (7) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し又は会議の支障となるような行為をしないこと

(違反者に対する措置)

第4条 傍聴者が前条の規定に違反したときは、議長(会長)はこれを注意し、なおこれに従わないときは、その者を退場させることができる。

附 則

この要領は、平成25年3月26日から施行する。